

職員の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月30日

香川県人事委員会委員長 桑 城 秀 樹

香川県人事委員会規則第7号

職員の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の給料等の支給に関する規則の一部改正)

第1条 職員の給料等の支給に関する規則（昭和27年香川県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第5条の2 略 (1)・(2) 略 (3) <u>勤務時間等条例第8条第1項に規定する船舶に乗り組む職員 同項の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を5で除して得た数に18を乗じて得たもの</u>	第5条の2 条例第16条の人事委員会規則で定めるものは、7.75に18を乗じたものとする。ただし、次の各号に掲げる職員にあっては、当該各号に定めるものとする。 (1)・(2) 略
第23条 超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その月の全時間数（支給割合を異にする部分ごとに各別に計算した時間数。ただし、任命権者が特に必要と認める場合にあっては、別段の取扱いをすることができる。）によって計算するものとし、この場合において1時間未満の端数を生じた場合においては、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。	第23条 超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その月の全時間数（支給割合を異にする部分ごとに各別に計算した時間数）によって計算するものとし、この場合において1時間未満の端数を生じた場合においては、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。
第24条 略 2 <u>前項の規定により超過勤務手当を支給された職員につき、条例第13条第5項の規定により同項に定める額の支給を要しないこととなった場合には、当該職員に当該額を返納させるものとする。</u>	第24条 超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当は、超過勤務等命令簿（第2号様式。以下「命令簿」という。）により勤務を命ぜられた職員に対して、その実際に勤務した時間について支給するものとする。
第26条 任命権者は、職員に超過勤務、超勤代休時間の勤務、休日勤務（休日給に関する規則（平成元年香川県人事委員会規則第8号）に定める日の勤務を含む。以下同じ。）、夜間勤務又は宿日直勤務（以下「超過勤務等」）を命ず	第26条 任命権者は、職員に超過勤務、休日勤務（休日給に関する規則（平成元年香川県人事委員会規則第8号）に定める日の勤務を含む。以下同じ。）、夜間勤務又は宿日直勤務（以下「超過勤務等」という。）を命ず

(休日給に関する規則の一部改正)

第2条 休日給に関する規則（平成元年香川県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(休日給の支給される日)</p> <p>第2条 給与条例第14条前段の人事委員会規則で定める日は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号。以下「勤務時間等条例」という。）第3条第1項に規定する週休日に当たる勤務時間等条例第10条第1号に掲げる日の直後の勤務日等（勤務時間等条例第11条第1項に規定する勤務日等をいう。以下同じ。）（当該勤務日等が給与条例第12条に規定する休日等、勤務時間等条例第9条の3第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する超勤代休時間を指定された日又は次条の人事委員会が指定する日（以下「休日等」という。）に当たるときは、当該休日等の直後の正規の勤務日）とする。ただし、職員の勤務時間の割振りの事情により、任命権者が他の日とすることについて人事委員会の承認を得たときは、その日とする。</p>	<p>(休日給の支給される日)</p> <p>第2条 給与条例第14条前段の人事委員会規則で定める日は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号）第3条第1項に規定する週休日に当たる同条例第10条第1号に掲げる日の直後の勤務日等（同条例第11条第1項に規定する勤務日等をいう。以下同じ。）（当該勤務日等が給与条例第12条に規定する休日等又は次条の人事委員会が指定する日（以下「休日等」という。）に当たるときは、当該休日等の直後の正規の勤務日）とする。ただし、職員の勤務時間の割振りの事情により、任命権者が他の日とすることについて人事委員会の承認を得たときは、その日とする。</p>

(超過勤務手当に関する規則の一部改正)

第3条 超過勤務手当に関する規則（平成6年香川県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(超過勤務手当の支給割合)</u></p> <p>第1条 略</p>	<p>第1条 職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号。以下「給与条例」という。）第13条第1項の人事委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>
<p><u>(人事委員会規則で定める時間等)</u></p> <p>第2条 給与条例第13条第3項及び第4項の人事委員会規則で定める時間は、職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年香川県人事委員会規則第3号。以下「勤務時間等規則」という。）第3条第2項に規定する週休日の振替等（以下「週休日の振替等」という。）により割振り変更前の正規</p>	<p>第2条 給与条例第13条第3項の人事委員会規則で定める時間は、職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年香川県人事委員会規則第3号）第3条第2項に規定する週休日の振替等（以下「週休日の振替等」という。）により割振り変更前の正規の勤務時間（給与条例第13条第3項に規</p>

の勤務時間（給与条例第13条第3項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を超えて勤務した勤務時間のうち、次に掲げる時間を除く時間とする。

(1) 週休日の振替等により勤務時間が割り振られた日の正規の勤務時間（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号。以下「勤務時間等条例」という。）第9条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）のうち、7時間45分を超える時間

(2) 略

(3) 週休日の振替等により勤務時間が割り振られた後の勤務時間等条例第4条の規定により勤務時間の割振りを行う期間（以下「割振り単位期間」という。）における正規の勤務時間のうち、同条の規定により割り振られた割振り単位期間の正規の勤務時間（その割振り単位期間に休日給支給対象時間がある場合にあっては、これに当該休日給支給対象時間を加えた時間）を超える時間（前2号に掲げる時間を除く。）

2 略

（給与条例第13条第4項の人事委員会規則で定める勤務）

第3条 給与条例第13条第4項の人事委員会規則で定める勤務は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日における勤務とする。

(1) 正規の勤務時間を超えて勤務した月においてその期間の全部を勤務時間等条例第3条第1項の規定の適用を受ける職員として勤務した者（人事委員会が定める職員を除く。） 次に掲げる日

ア 当該月における日曜日

イ 当該月における週休日の振替（勤務時間等規則第3条第2項に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が日曜日であるものに限る。）により週休日（勤務時間等条例第3条第1項に規定する週休日をいう。以下同じ。）に変更された日

(2) 正規の勤務時間を超えて勤務した月においてその期間の全部を勤務時間等条例第4条第1項の規定の適用を受ける職員として勤務した者（当該月における週休日（同条の規定により週休日とされた日に限る。以下「原週休日」という。）の日数が当該月における日曜日の日数に満たない職員その他人事委員会が定める職員を除く。） 次に掲げる日

ア 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日

(ア) 当該月における日曜日の日数が4である場合 当該月における

定する割振り変更前の正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を超えて勤務した勤務時間のうち、次に掲げる時間を除く時間とする。

(1) 週休日の振替等により勤務時間が割り振られた日の正規の勤務時間（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号）第9条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）のうち、7時間45分を超える時間

(2) 略

(3) 週休日の振替等により勤務時間が割り振られた後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第4条の規定により勤務時間の割振りを行う期間（以下「割振り単位期間」という。）における正規の勤務時間のうち、同条の規定により割り振られた割振り単位期間の正規の勤務時間（その割振り単位期間に休日給支給対象時間がある場合にあっては、これに当該休日給支給対象時間を加えた時間）を超える時間（前2号に掲げる時間を除く。）

2 略

最初の原週休日から、当該原週休日から数えて4番目の原週休日までの間の原週休日

(イ) 当該月における日曜日の日数が5である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて5番目の原週休日までの間の原週休日

イ 当該月における週休日の振替（勤務時間等規則第3条第2項に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める日であるものに限る。）により週休日に変更された日

(ア) 当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が4である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて4番目の原週休日までの間の原週休日

(イ) 当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が5である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて5番目の原週休日までの間の原週休日

(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 前2号に掲げる職員との権衡を考慮して人事委員会が定める日

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、超過勤務手当に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第4条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年香川県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(深夜勤務及び時間外勤務の制限に関し必要な事項) 第9条の7 略</p> <p><u>(超勤代休時間の指定)</u></p> <p><u>第9条の8 条例第9条の3第1項の人事委員会規則で定める期間は、職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号。以下「給与条例」という。）第13条第4項に規定する60時間を超えて勤務した全時間に係る月（</u></p>	<p>(深夜勤務及び時間外勤務の制限に関し必要な事項) 第9条の7 略</p>

次項において「60時間超過月」という。)の末日の翌日から同日を起算日とする2月後の日までの期間とする。

2 任命権者は、条例第9条の3第1項の規定に基づき超勤代休時間（同項に規定する超勤代休時間をいう。以下同じ。）を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等（休日及び代休日（条例第11条第1項に規定する代休日をいう。以下同じ。）を除く。第4項において同じ。）に割り振られた勤務時間のうち、超勤代休時間の指定に代えようとする超過勤務手当の支給に係る60時間超過月における給与条例第13条第4項の規定の適用を受ける時間（以下この項及び第6項において「60時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

(1) 給与条例第13条第1項第1号及び同条第3項に掲げる勤務に係る時間（次号に掲げる時間を除く。） 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数

(2) 職員の育児休業等に関する条例（平成4年香川県条例第2号）第17条の規定により読み替えられた給与条例第13条第1項ただし書又は同条第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じて得た時間数

(3) 給与条例第13条第1項第2号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の15を乗じて得た時間数

3 前項の場合において、その指定は、4時間又は7時間45分（年次休暇の時間に連続して超勤代休時間を指定する場合にあっては、当該年次休暇の時間の時間数と当該超勤代休時間の時間数を合計した時間数が4時間又は7時間45分となる時間）を単位として行うものとする。

4 任命権者は、条例第9条の3第1項の規定に基づき1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について超勤代休時間を指定する場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、任命権者が、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。

5 任命権者は、職員があらかじめ超勤代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、超勤代休時間を指定しないものとする。

6 任命権者は、条例第9条の3第1項に規定する措置が60時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることにか

んがみ、前項に規定する場合を除き、当該職員に対して超勤代休時間を指定するよう努めるものとする。

7 超勤代休時間の指定の手続に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(代休日の指定)

第10条 条例第11条第1項の規定に基づく代休日の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする12週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等（条例第9条の3第1項の規定により超勤代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）について行わなければならない。

2・3 略

(週休日等についての別段の定め)

第24条 任命権者は、業務若しくは勤務条件の特殊性又は地域的若しくは季節的事情により、第2条、第3条、第9条の8第1項及び第3項並びに第10条第1項の規定によると、能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合には、人事委員会の承認を得て、週休日、勤務時間の割振り、週休日の振替等、超勤代休時間の指定又は代休日の指定について別段の定めをすることができる。

(県費負担教職員に係る読み替え)

第26条 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する学校栄養職員及び事務職員については、第7条第2項、第8条、第9条から第9条の8まで、第10条第2項、第13条第1項、第15条第2項、第16条第2項及び第18条から第22条までの規定中「任命権者」とあるのは「市町の教育委員会」と、第8条の2第1項中「人事委員会が」とあるのは「市町の長が」と、前条の規定中「任命権者」とあるのは「任命権者及び市町の教育委員会」として、これらの規定を適用する。

附 則

- この規則は、平成22年4月1日から施行し、第1条の規定による改正後の職員の給料等の支給に関する規則第5条の2第3号の規定は、平成22年1月1日から適用する。
- 第1条の規定による改正前の職員の給料等の支給に関する規則第2号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

(代休日の指定)

第10条 条例第11条第1項の規定に基づく代休日（同項に規定する代休日をいう。以下同じ。）の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする12週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等（休日を除く。）について行わなければならない。

2・3 略

(週休日等についての別段の定め)

第24条 任命権者は、業務若しくは勤務条件の特殊性又は地域的若しくは季節的事情により、第2条、第3条及び第10条第1項の規定によると、能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合には、人事委員会の承認を得て、週休日、勤務時間の割振り、週休日の振替等又は代休日の指定について別段の定めをすることができる。

(県費負担教職員に係る読み替え)

第26条 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する学校栄養職員及び事務職員については、第7条第2項、第8条、第9条から第9条の7まで、第10条第2項、第16条第2項及び第18条から第22条までの規定中「任命権者」とあるのは「市町の教育委員会」と、第8条の2第1項中「人事委員会が」とあるのは「市町の長が」と、前条の規定中「任命権者」とあるのは「任命権者及び市町の教育委員会」として、これらの規定を適用する。